

もしかのときのために

海南市立黒江小学校
Tel 482-0147

1 学校で気分が悪くなったときやけがをしたとき

※ 緊急カードをもとに、次のような措置をとらせていただきます。

- (1) 病気のとき
学校から家庭に連絡をする。(できるだけ迎えに来てください。)
- (2) けがのとき
 - ① 学校から家庭に連絡する。
 - ② 希望により医療機関を決め、診てもらう。
(医療機関へ行けるときは、保険証を持参してください。)
 - ③ 緊急時には、連絡なしに校医または他の病院へ行くこともあります。

2 病気になったとき

学校感染症にかかったときは、軽症でも登校できません。このときの休んだ日数は、「出席停止」という扱いになり、「欠席」扱いにはなりません。

- (1) かかったときの手続き
 - ① すぐに学校に連絡する。
 - ② 学校に用意している出席停止の用紙を受け取る。
 - ③ 治ったら、出席停止の用紙の証明欄に「医師の証明」をもらい、用紙を学校に届けてから出席とする。
※ 医師の証明がないと登校できません。

- (2) 対象となる病気と出席停止の期間(出席停止期間は一応のめやすです。)

病 名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日ぜき	特有の咳が消失するまで
麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫張後5日を経過し良好になるまで
風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
流行性角結膜炎	感染のおそれなくなるまで
結核	感染のおそれなくなるまで
髄膜炎 菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで

※ 「インフルエンザ、インフルエンザ様かぜ」「流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)」に限り、「学校感染症届」を使用します。

3 給食を停止するとき

- (1) 出席停止の場合…上記の学校感染症及びインフルエンザ、インフルエンザ様かぜ、流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)で、医師の診断により登校を停止された場合
- (2) 長期欠席の場合…けがなどの都合により、連続5日以上(土・日を除く)欠席する場合

※ 以上の場合、できるだけ早く学級担任へ伝えてください。

※ **午前10時まで**に連絡を受けた場合は、翌日から停止できます。
(場合によっては、翌々日になるときのがあります。)

※ 学校から用紙を受け取り、必要事項をご記入のうえご提出ください。

4 学校や通学路でけがをしたとき

学校や登下校中(通学路)においてけがなどをして治療を受けたとき、「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」により治療費や見舞金等が法で定められた範囲内で支給されます。

※ 学校や通学路でけがをして医療機関にかかったとき

- ①すぐに学校の方へ連絡してください。
- ②学校から用紙を受け取ってください。
- ③用紙に必要な事項を医師に記入していただき、翌月3日までに学校の方へご提出ください。
- ④2~3ヵ月後に支給される給付金を学校を通じてお受け取りください。
- ⑤給付金の領収書を学校へご提出ください。

5 悪天候等のとき

海南市に、特別警報・大津波警報・暴風警報・大雨警報・洪水警報・高潮警報・津波警報・暴風雨警報・大雪警報のいずれか1つでも発表された場合、

(1) 午前7時現在で発表中のとき

- ①自宅で待機する。(学校からの連絡はありません。)
- ②その後、午前11時までに解除になった場合
⇒学校から「黒江小連絡メール」で連絡します。それまで自宅待機です。
- ③午前11時現在で特別警報・警報発表が続行中の場合
⇒当日は臨時休校にします。

(2) 学校にいるときに特別警報・上記の警報が発表されたとき

- ⇒ただちに帰宅の用意をして、集団下校をします。
(給食が準備されている時は、給食後下校します。)
(状況によっては学校で待機する場合があります。)

(3) 海南市または近隣に震度5弱以上の地震が発生した場合

- ⇒自宅で待機する。
⇒通学路の安全が確認できれば、集団登校する。
学校から「黒江小連絡メール」で連絡します。それまで自宅待機です。

(4) その他、通学路に危険な場所が予測される場合(例：波浪警報等)

- ①登校時の通学路に危険が予測される場合は、一時登校を見合わせる。
⇒登校を見合わせた場合は、必ず学校に連絡してください。
- ②登校に安全が確認できれば、登校する。
⇒学校から連絡します。それまで自宅待機してください。

注意 (1)和歌山市毛見・冬野地区に在住の方は、和歌山市のみに警報が発表されている場合も自宅で待機してください。後に学校からその地区のみ「地区連絡網」で対応を連絡します。

- (2)警報が発表されたために給食の用意ができないことがあります。その場合、各家庭で食事がとれるようにご準備をお願いします。(午前中の授業となり、給食なしで下校させます。)

※ 午前6時時点で警報が発表されている場合給食はありません。

- (3)帰宅後、警報発表中は外出を控えるようにしてください。
- (4)「地区連絡網」での連絡は、正確に敏速に対応をお願いします。
- (5)学校で児童がいる時に大津波警報・津波警報が発表された場合は、第二次避難場所の浄國寺に全校避難しています。この場合、保護者の方に児童の迎えをお願いします。
- (6)校区の状況によって近隣の学校と対応の仕方に違いが生じる場合がありますので、ご注意ください。